

## 1 趣 旨

平成10年の森林法改正により、市町村森林整備計画を義務化するとともに、森林施業に関する権限を市町村長へ委譲するなど、民有林行政における市町村の役割は大きくなり、その内容も徐々に高度化して現在に至っている。

また、先般成立した改正森林法は、林業の成長産業化に向けた川上側の対策として、所有者・境界不明に対応するための市町村による林地台帳の作成、シカ被害防止対策としての鳥獣害防止森林区域の設定、再造林対策としての伐採後の造林報告制度の創設など、市町村の役割がさらに重要となる内容となっている。

しかしながら、市町村の森林・林業行政の体制は、市町村合併の進展もあり極めて脆弱で、人員として全国規模で3,000人程度、かつ専門的知見を有する者も限られており、マンパワー・知識双方ともに不足している状況にあり、市町村に期待される役割を十分に果たせる体制とはなっていない。

このため、森林資源の成熟を、地域の林業・木材産業の成長産業化、地方創生につなげることを目的に、林業技術者により市町村の森林・林業行政を支援する体制を構築する。

## 2 地域林政アドバイザー制度の内容

### (1) 地域林政アドバイザーに想定される業務の内容

市町村の森林・林業行政全般又は一部について、知識・経験を元にアドバイス等を行う。具体的な事例を挙げれば以下の通り。

- ① 伐採・造林の指導・監督補助（現地確認、事業体指導）
  - ② 森林経営計画の認定支援（現地確認、事業体指導）
  - ③ 民有林における地籍調査、境界明確化活動の支援
  - ④ 市町村有林の経営計画の作成、実行管理、事業発注補助
  - ⑤ 森林 GIS、林地台帳システムの整備、メンテナンス  
（新たな土地所有届出や所有者からの修正申出を踏まえたデータの更新）
  - ⑥ 路網の整備・管理計画の策定
  - ⑦ 市町村森林整備計画及び構想の作成支援
- 等

### (2) 地方財政措置

- ① 市町村が地域林政アドバイザーを雇用（注）した場合の人件費
- ② 地域林政アドバイザーが在籍する法人に業務を委託した場合の委託費について、特別交付税措置の対象とする。

措置率0.7として、1件あたり上限350万円。

（注）雇用形態は常勤でも非常勤でも構わない。

(3) 地域林政アドバイザーの対象者

- ① 森林総合監理士登録者又は林業普及指導員資格試験合格者
  - ② 技術士（森林部門）
  - ③ 林業技士
  - ④ 認定森林施業プランナー
  - ⑤ 地域精通者等で林野庁が実施する研修受講者（市町村林務担当者（応用）研修）またはそれに準ずる者
- ※ 林業改良普及員及び林業専門技術員を含む。

(4) 技術面でのサポート

- 必要な者に対し、林野庁森林技術総合研修所において研修を実施する（1週間程度）  
（既に嘱託職員等として雇用されている者に専門的知識を付与することも可。）